

特記仕様書

業 務 名：狭山市道路面下空洞調査業務委託

第1条 業務目的

本業務は、狭山市が管理する路線において、路面下空洞調査車等を用いて調査・解析を行い、突然発生する路面陥没による第三者被害を防止し、安全安心かつ円滑な通行を確保することを目的とする。

第2条 業務期間

契約締結日より令和 9年 3月 31日とする。

第3条 業務対象範囲

- (1) 対象範囲：調査路線図参照
- (2) 調査時間：昼間作業

第4条 業務内容

(1) 計画準備

受注者は、業務の目的・趣旨を把握したうえで設計図書に示す業務の内容を確認のうえ、業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

- | | |
|--------------------|----------------|
| ① 業務概要 | ⑦ 成果品の内容、部数 |
| ② 実施方針 | ⑧ 使用する主な図書・基準 |
| ③ 業務工程 | ⑨ 連絡体制（緊急時も含む） |
| ④ 業務組織計画 | ⑩ 使用する機材 |
| ⑤ 打合せ計画 | ⑪ 安全管理・対策 |
| ⑥ 成果品の品質を確保するための計画 | ⑫ その他 |

(2) 現地踏査

受注者は、路面下空洞調査に先立ち現地踏査を行い、定められた調査区間の道路・交通状況、調査における障害物など沿道周辺の状況を把握するものとする。

また、踏査の内容を報告書で報告するとともに、空洞発生の要因と思われるものについては、カラー写真を撮り写真帳を作成するものとする。

- ① 地形・地質等の自然状況
- ② 道路・交差道路、取付道路、水路の状況、河川等の状況
- ③ 民家、民地等の周辺状況
- ④ 地上、地下障害物件
- ⑤ その他必要と思われるもの

（３）一次調査（車道部探査）

- ① 路面下空洞探査車を用いて、路上を走行移動し、定められた調査車線の路面下のレーダ探査測定を行い、レーダデータ及び探査位置情報データを記録するものとする。
- ② レーダデータ及び探査位置情報データを分析し、全ての異常信号を検出し、検出した異常信号には信号を特定できるマークを記入する。なお、ただちに陥没の可能性のある信号を検出した場合には、速やかに監督員に報告し、指示を受けるものとする。
- ③ 検出する異常信号について、上記によらない場合は監督員と協議するものとする。
- ④ 使用する路面下空洞探査車は下記に示す性能と同等以上のものとする。
 - ・探査方式：電磁波地中レーダ方式
 - ・探査深度：1.5m程度
 - ・探 査 幅：2.0m程度
 - ・探査能力：縦 50 c m×横 50 c m×厚さ 10 c m以上の空洞が検知できるもの

（４）一次調査（データ解析・整理）

- ① 検出した信号について、横の長さ、路面からの深度、位置データ（緯度、経度、信号箇所番号、路線名称、位置、上下線別、走行車線区分、路肩からの距離）、近接埋設管等を整理するものとする。
- ② 上記に併せ、異常信号箇所について陥没発生の可能性評価を行う。評価には「路面下空洞調査要領（令和 7 年 3 月 国土交通省 道路局 国道・技術課）」記載の「路面陥没の可能性判定表（例）」を適用する。

（５）路面下空洞調査結果データ作成

路面下空洞調査結果について、調査路線（ライン）及び異常信号箇所（ポイント）等の GIS データを作成すること。また、作成する属性項目についての詳細は、監督員と協議のうえ決定する。

（６）包括管理支援システムデータ設定

包括管理支援システムに、本業務で作成した路面下空洞調査結果データをセットアップすること。

（７）報告書とりまとめ

業務結果をとりまとめ、報告書を作成する。とりまとめにあたっては、空洞発生原因の推定や陥没危険度の相対評価（陥没リスク等）についても整理すること。

（８）打合せ

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ（一次調査結果報告）、業務完了時の計 3 回行うものとし、業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこととする。

なお、中間打合せにおいて、一次調査で検出した異常信号についての路面陥没危険度の判

定を基とした判定会議を実施することとする。

第5条 技術者の資格要件

管理技術者は、地方公共団体等が発注した路面下空洞探査車を用いた路面下空洞調査業務及びGISシステムのセットアップに関連する業務に管理技術者もしくは担当技術者として従事した実績のある①～④のいずれかの資格を有する者とする。

①技術士（総合技術監理部門(建設一道路)）

②技術士（建設部門(道路)）

③RCCM（道路）

④上記①または②と同等の能力と経験を有する技術者(国土交通省「建設コンサルタント登録規定」第3条一項ロにより認定された技術者とする。

第6条 照査の実施

照査技術者は、照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。また、照査技術者は節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、担当職員に提出することとする。

第7条 安全等の確保

二次調査時は、交通誘導警備員を配置し、安全確保に努めること。また、受注者は地下埋設物の有無を十分に把握するとともに、関係機関と協議の上、必要に応じて現場立会いを行い、位置・規模・構造等を確認すること。

第8条 品質管理

受注者は、使用する機材の概ね1年以内に行った性能を証明できる性能確認書を初回協議時に提出すること。

第9条 成果品の提出

本業務において提出する成果品は以下のとおりとする。

なお、成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合には、直ちに訂正するものとする。

- ・ 報告書（簡易製本） 2部（正・副）
- ・ 電子成果品（CD-R等） 一式
- ・ その他、発注者が必要と認めたもの

第10条 その他

- ・ 受注者は、本業務において次に示す部分については、第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (1) 全体作業の計画立案
- (2) 打合せ協議

- (3) 調査・解析手法の決定
- (4) データ解析及び解析における技術的判断
- (5) 報告書作成
- ・受注者は、特記仕様書に明記なき事項、または疑義が生じた場合、担当職員と協議することとする。

以 上